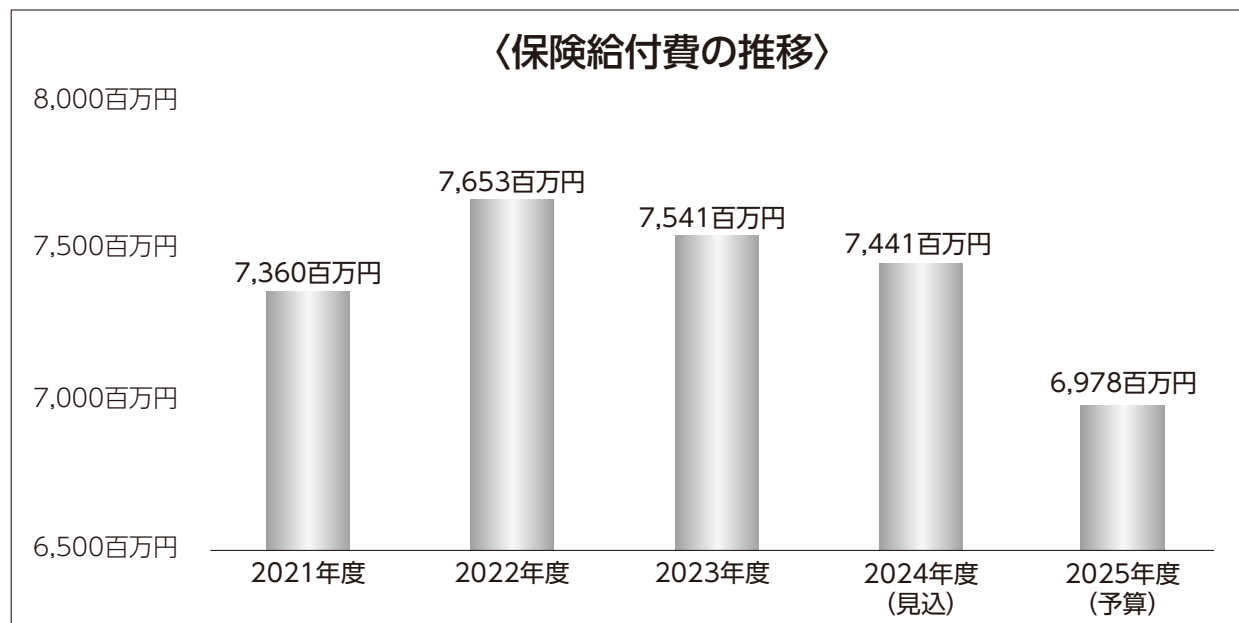


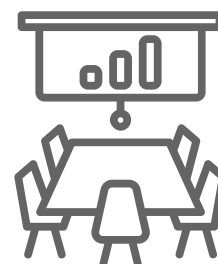
2025年10月から 保険給付の内容を見直します



新型コロナウイルス感染症が流行した2020年度は、一時的に医療費が6,987百万円まで減少しましたが、翌年度以降には再び増加に転じています。

また、直近は被保険者数の減少により医療費総額は減少していますが、依然1人あたりの医療費は増加傾向となっています。

このような状況から、今後も安定した運営を行っていくため、保険給付の内容を10月より見直すことになりました。変更点は以下のようになります。



項目	変更前	変更後
傷病手当金 付加金(※)	休業1日につき[直近12カ月間の標準報酬月額平均額÷30]の85%—傷病手当金	廃止します
延長傷病手当金 付加金(※)	1日につき[直近12カ月間の標準報酬月額平均額÷30]の85%を法定給付満了後6カ月間	1日につき[直近12カ月間の標準報酬月額平均額÷30]の約67%を法定給付満了後6カ月間
一部負担還元金 家族療養費付加金 合算高額療養費付加金	自己負担額(1カ月、1件ごと。高額療養費は除く)から25,000円を控除した額(100円未満切り捨て) 算出額が100円未満の場合は不支給	自己負担額(1カ月、1件ごと。高額療養費は除く)から35,000円を控除した額(100円未満切り捨て) 算出額が100円未満の場合は不支給

(※)在職者のみ

その他の見直し

●特例退職被保険者の新規加入申請の停止(2025年10月より)

現在加入している方は、継続して加入することができます(75歳になるまで)。